昭和五十八年政令第百八十一号

く 覚え起うし

附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項第五号、第三条第三項、第四条第一項第二号及び第三号、第六条第一項第七号及び第八号、第四十五条並びに

第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「極度方式基本契約」、「極度方式貸付け」、「貸金業協会」、「電磁的方法」、「指定信用情報機関」、「指定試験機 の二十五第二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、 又は「登録講習機関」とは、それぞれ貸金業法(以下「法」という。)第二条第一項から第三項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十六項、第二十四条の九第二項又は第二十四条 (貸金業の範囲からの除外) 極度方式基本契約、 極度方式貸付け、 貸金業協会、電磁的方法、 指定信用情報機関、 指定試験機関又は登録講習機関をいう。

第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする

次に掲げる団体(その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。)

五年法律第二百六十一号)第五十二条の職員団体又は国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二の組合 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員法 (昭和二十

ロ 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条の労働組合

二 次に掲げる法人(収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。)

公益社団法人及び公益財団法人

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)その他の特別の法律に基づき設立された法人

三 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

長官の指定するもの おいて同じ。)たる法人であつて、かつ、当該商品取引所の他の会員等に対する貸付け以外の貸付け(法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。)を業として行わないもので金融庁 貸付けを業として行う商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第四項に規定する商品取引所の会員等(会員又は同条第十六項に規定する取引参加者をいう。以下この号に

コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十三項に規定する登録投資法人

げる他の会社等に対する貸付け(ロ及びハに掲げる他の会社等に対する貸付けにあつては、当該他の会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして、 貸付けを業として行う会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。) をいう。以下この号及び次号において同じ。) であつて、かつ、次に掲 内閣府令で定めるものに限る。)以外の貸付け(法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。)を業として行わないもの

こととなつた日から一年を経過しないものを含む。) (当該同一の会社等の集団に属さないこととなつた日において当該同一の会社等の集団に属していた期間が一年を経過していないものを除く。)であつて、当該同一の会社等の集団に属さない している会社等として内閣府令で定めるものをいう。)の集団をいう。以下イにおいて同じ。)に属する他の会社等(当該会社等を含む同一の会社等の集団に属さないこととなつた他の会社等 当該会社等を含む同一の会社等の集団(一の会社等及び当該会社等の子会社等(会社等がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する会社等その他の当該会社等がその経営を支配

とする事業を営むための契約に基づき当該他の会社等の経営を共同して支配している場合における当該他の会社等 当該会社等がその総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を保有する他の会社等であつて、当該会社等を含む二以上の会社等が共同で営利を目的

他の会社等 保有する他の会社等であつて、当該親会社等を含む二以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき当該他の会社等の経営を共同して支配している場合における当該 当該会社等の親会社等(会社等の総株主又は総出資者の議決権の全部を保有する会社等をいう。)がその総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を

としての機能を併せ有するものにより当該非居住者が現金自動支払機その他の機械を利用して金銭を受領するものに限る。)以外の貸付け(法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除 く。)を業として行わないもの 示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードをいい、当該会社等が発行するものに限る。) て当該非居住者と締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けであつて、金銭の貸付けに用いるため当該会社等から当該非居住者に交付されたカードのうちクレジットカード 外国の会社等であつて、非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。)に対する貸付け(当該会社等が外国におい (それを提

(手数料)

第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。

2 前項の手数料は、法第四条第一項に規定する登録申請書に手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼つて納付しなければならない。

3 第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

(法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人)

人で、貸金業に関し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものであるものとする。 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六条第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用

第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

(利息とみなされない費用)

第三条の二の二 法第十二条の八第二項に規定する政令で定める費用は、 費税額等相当額」という。)を含む。)とする 次に掲げる費用 (消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額(次条において「消

金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料

法の規定により金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料

口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかつた場合に行う再度の口座振替手続に要する費用

(利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲)

万円以下の額 百十円

第三条の二の三 法第十二条の八第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、 額等相当額を含む。)とする。

当該各号に定める額

(消費税

一万円を超える額 二百二十円

(極度額を増額する場合について準用する法の規定の読替え)

て極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)を増額する場合(当該極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを第三条の二の四 法第十三条第五項の規定において極度方式基本契約の極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限とし 除く。)について同条第二項から第四項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十三条第二項	貸付けの契約(極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの	極度方式基本契約の極度額(当該貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本
	契約を除く。)を締結しようとする	契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合に
		あつては、当該下回る額。第四項において同じ。)を増額しようとする
第十三条第三項第一	当該貸付けの契約(貸付けに係る契約に限る。ロにおいて同じ。)に係る貸付	増額後の当該極度方式基本契約の
号イ	けの金額(極度方式基本契約にあつては、	
	当該下回る額)	増額後の当該下回る額
第十三条第四項	顧客等と貸付けの契約を締結した	極度方式基本契約の極度額を増額した
(契約締結前の書面	[に係る情報通信の技術を利用する方法]	

うとする者又は保証人となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 第三条の二の五 貸金業者は、法第十六条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方となろ

あつたときは、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者に対し、法第十六条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。 該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申 当が

について準用する。 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第四項の規定を準用する場合

(生命保険契約等に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の三 貸金業者は、法第十六条の三第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方又は相手方 となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

となろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者に対し、法第十六条の三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当 当該貸付けの契約の相手方又は相手方

3 について準用する。 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、 第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の三第二項の規定を準用する場合

(契約締結時の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

2 第三条の四 貸金業者は、法第十七条第七項の規定により同条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定め 係る契約又は保証契約の相手方に対し、法第十七条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、 るところにより、あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けに

当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない

- 3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、 第二十四条の二第二項、 第二十四条の三第二項、 第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十七条第七項の規定を準用する場合につ
- (受取証書に係る情報通信の技術を利用する方法)
- 2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該弁済をした者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該弁済をした者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 第三条の五 貸金業者は、法第十八条第四項の規定により同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内 内閣府令で定め
- た場合は、この限りでない。 項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該弁済をした者が再び前項の規定による承諾をし 法第十八条第
- 3 いて準用する。 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、 第二十四条の三第二項、 第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十八条第四項の規定を準用する場合につ

(債権を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の六 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 法第二十四条第二項の規定において貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定

一部り受けた信権に係る極度大量を与察る系統した貧金業者	第十七条第二項第一号 《复金業者》
二貴雀これの返ぎってもてのりこ	頁等 ー テ
当該債権の債務者	当該相手方
当該債権の債務者	その相手方
当該債権に係る極度方式基本契約	その極度方式基本契約
事項(第二号及び第三号に掲げるものを除く。)に	事項に
た 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けた	第十七条第二項貸金業者は、極度方式基本契約を締結した
金額及び譲り受けた債権の額	第十七条第一項第三号 金額
債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日	第十七条第一項第二号 契約年月日
債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者	第十七条第一項第一号 貸金業者
当該債権の債務者	その相手方
当該債権	その契約
容のものを除く。)に	
事項(極度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内	事項に
した た者は、当該債権を譲り受けた た者は、当該債権を譲り受けた 	を除く。第四項において同じ。)を締結した
	第十七条第一項 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式
、当該債権を譲り受けた者	、貸金業者
当該債権に係る貸付けの契約	貸付けの契約
貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、前項	第十六条の三第二項 貸金業者は、前項
債権を譲り受けた者	第十六条の三第一項第一 貸金業者
貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が、当該債権に係る	第十六条の三第一項 貸金業者が、
、当該債権を譲り受けた者	、貸金業者
得て、同項	得て、前三項
	ろうとする者又は前項
相手方とな同項	第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方とな同項
貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、前項	第十六条の二第四項 貸金業者は、前三項
	号
債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者	第十六条の二第三項第一貸金業者
貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権	第十六条の二第三項 貸金業者は、貸付けに係る契約
貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る	第十二条の七 貸金業者は、
読み替える字句	読み替える法の規定 読み替えられる字句
	に使る技術的記者えた。どの妻のとおりとする

	1	A SHIP A
第二十条第三項	貸金業者は、貸付けの契約	賃金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権
	(当該貸付けの契約	(当該債権に係る貸付けの契約
第二十条第三項第一号	当該貸付けの契約	譲り受けた債権に係る貸付けの契約
	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権
第二十条の二第二号	債権	
第二十一条第一項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の	業者
	貸金業を営む者その他の者	当該債権を譲り受けた者その他の者
	は、貸付けの契約	は、当該債権に係る貸付けの契約
第二十一条第一項第六号	貸付けの契約	譲り受けた債権に係る貸付けの契約
び第九号		
第二十一条第二項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る
	貸金業を営む者その他の者	他の者
第二十一条第二項第一号	貸金業を営む者	債権を譲り受けた者
第二十一条第二項第三号	契約年月日	債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第二十一条第二項第四号	金額	金額及び譲り受けた債権の額
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る
	貸金業を営む者その他の者	当該債権を譲り受けた者その他の者
	、貸付けの契約	、当該債権に係る貸付けの契約
	貸金業を営む者の商号	当該債権を譲り受けた者の商号
第二十二条	貸金業者は、	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る
第二十四条第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該
	七	いて読み替えて準用する第十二条の七
頃 第二十四条の六の十第二	当該貸金業者から貸金業の	当該債権を譲り受けた者から当該債権に係る
	当該貸金業者の貸金業の	当該債権を譲り受けた者の当該債権に係る
項第二十四条の六の十第四	当該貸金業者から貸金業の	当該債権を譲り受けた者から当該債権に係る
	当該貸金業者に対する	当該債権を譲り受けた者に対する
(貸金業者との密接な関係)	(条)	

何分当

第三条の七 法第二十四条第四項、第二十四条の二第四項、第二十四条の三第四項及び第二十四条の六の四第一項第九号から第十一号までに規定する政令で定める密接な関係は、 次に掲げる関係とす

- 貸金業者が個人である場合における当該貸金業者の親族である関係
- 貸金業者が法人である場合における当該貸金業者の法第四条第一項第二号に規定する役員である関係
- 貸金業者の貸金業に関し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものである関係
- 貸金業者の経営を支配しているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係
- 貸金業者によつてその経営が支配されているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係
- その他貸金業者との関係が前各号に掲げる関係に準ずる関係として内閣府令で定める関係

(保証等に係る求償権等を取得した保証業者について準用する法の規定の読替え)

第十二条の七 読み替える法の規定 第三条の八 に係る求償権等をいう。第三条の十において同じ。)を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替え 次の表のとおりとする。 法第二十四条の二第二項の規定において保証業者(法第十二条の八第六項に規定する保証業者をいう。以下同じ。)が保証等に係る求償権等(法第二十四条の二第二項に規定する保証等 読み替えられる字句 貸金業者は おいて同じ。)を取得した保証業者(次条第六項に規定する保証業者をいう。)は、保証等に係る求償権等(第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等な 読み替える字句 (第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。 当該保証等に係る求償権等に係る 以下この条から第二十二条までに

第十六条の二第三項

貸金業者は、

貸付けに係る契約

|保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等

当友呆正等こ系る於賞在等こ系る	当家の一名	
	1000代	
て、夕作する。書	面の交付ではよる書面の交付は作えて	
	ト規	
書面の交付書面の交付にはいまれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、	書面の交付又	
	貸金業者は、第一	第十七条第七項
	事項に	
した 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている	項 貸金業者は、極度方式保証契約を締結	第十七条第五
当該保証等に係る求償権等	付けに係	
により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)に		
事項(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、	事項に	
(締結したとき、又は貸付けに係る契約	- - - - - - -
て保正界のと 保正等に系名や賞権等を反导して保正義皆は、当该保正等に系名や賞権等に係る保正契約が帝吉されているとき、又は折らて、「保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに	賞金業者は、貸付けに係る契約につい	第十七条第四頁
	第一号貸金業者	第十七条第二項第
当該債務者		
当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	その相手方	
当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約	その極度方式基本契約	
事項(第二号及び第三号に掲げるものを除く。)に	事項に	
項及び第五項において同じ。)を取得した保		
た	紀二項 貸金業者は、極度方式基本契約を締結し	第十七条第二
保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	紀一項第三号貸付けの金額	第十七条第
保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日	一項第二号	第十七条第
保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者	一項第一号	第十七条第
当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	その相手方	
当該保証等に係る求償権等	その契約	
により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)に事項(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、	事項に	
本契約保証等に係る求償権等を取得した保証業者	を除く。第四項において同じ。)一項 貸金業者は、貸付けに係る契約	第十七条第
、当該保証業者	、貸金業者	
当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約	貸付けの契約	
保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、前項	(三第二項 貸金業者は、前項	第十六条の三第二項
保証業者	一号	一号 ポープ条の
保証等に係る求償権等を取得した保証業者が、当該保証等に係る求償権等に係る	三第一項 貸金業者が、	第十六条の三第
、当該保証業者	、貸金業者	
得て、同項	得て、前三項	
の相手方とな 可	ろうとする者又は前項第一項若しくは第二項の貸付けの契約の	
保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、前項	(2) 二第四項 貸金業者は、前三項	第十六条の二第四
		一号

一 項 項 第	号貸金業者 保証業者及び保証等に係る求償権 賃金業者は、貸付けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した 、貸金業者 、貸金業者 、当該保証業者 、当該保証業者 ・	で定め
一項第一	、貸付けの契約に基づく債	保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等
一項第二	号 契約年月日	保証等に
	号貸付けの金額(保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(
八条第三	約の基本となる極度方式基本契約 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契保証等に係る求償権等	た保証業者は、契保証等に係る必
	承諾を得て	いる場合にあつては、 承諾を得て (当該保証
	その者に	当該弁済をした者に
	、貸金業者	、当該保証業者
第十八条第四項	貸金業者は、第一項	保証等に係る求償権等を取得
	得て	合にあつては、内閣府令で定める手続を経、得て(当該保証等に係る求償権等に係る貸げ
	、貸金業者	、当該保証業者
第十九条	貸金業者	保証等に係る求償権等を取得した保証業者
	事務所ごと	事務所ごと(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)
	債務者ごとに貸付けの契約	当該保証等に係る求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権等
	学計けり 全質契約年月日	
第十九条の二	債務者等又は	保証等に係る求償権等に係る債務者等又は
	貸金業者に	当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者に
	貸金業者は	当該保証業者は
第二十条第一項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等を取得
	貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る
第二十条第二項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等
第二十条第三項	貸金業者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等を取得
	(当該貸付けの契約	(当該保証等に係る求償権等
第二十条第三項第一	号当該貸付けの契約に基づく	保証等に係る求償権等に係る
第二十条の二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等を取得
	貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等
第二十条の二第二号	債権	保証等に係る求償権等
第二十一条第一項	づく責権業を営む者の貸付け業を営む者の貸付け	の契約保証等に係る求償権等を取得
	貸金業を営む者その他の者	当該保証業者その他の者
	は、貸付けの契約に基づく債権	は、当該保証等に係る求償権
	項第貸付けの契約に基づく	保証等に係る求償権等に
九号第二十一条第一項	項第貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権
第二十一条第二項	賞金業を営い者又は賞金業を営い者の賞寸ナの契	契約 呆正等こ系る

8		_	_	_	_				_					_		_						_	_	_								
	- -	第十七条第一項			第十六条の三第二項	一号第一項第貨金業者	第十六条の三第一項					第十六条の二第四項	一号	第十六条の二第三項	第十二条の七	読み替える法の規定	(同項に規定する受託第三条の九 法第二十		四項第二十四条の六の十第		二項第二十四条の六の十第		第二十二条				第二十一条第三項	写	- 小	第二十一条第二項第契約年月	一号第二十一条第二項第	
事項に	項において同じ。)を知	貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基·	、貸金業者	貸付けの契約	貸金業者は、前項	一	貸金業者が、	、貸金業者	得て、前三項	うとする者又は前項	第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろ	貸金業者は、前三項	男貸金業者	貸金業者は、貸付けに係る契約	貸金業者は、	読み替えられる字句	(同項に規定する受託弁済者をいう。) について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、 三条の九 法第二十四条の三第二項の規定において受託弁済に係る求償権等(同項に規定する受託弁済に係る求(受託弁済に係る求債権等を取得した受託弁済者にいいて準用する法の規定の誘替え)	当該貸金業者に対する	四条の六の十第当該貸金業者から貸金業の	当該貸金業者の貸金業の	の十第当該貸金業者から貸金業の	当該債権	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権	貸金業を営む者の商号	、貸付けの契約に基づく債権	貸金業を営む者その他の者	に基づく債権	工工会有をいる会権	計けつ全質	契約年月日	一条第二項第貸金業を営む者	貸金業を営む者その他の者
の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)に 事項(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項		(極度方式基本契約を受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を取得した	、当該受託弁済者	受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約	受託弁済者は、前項	受託弁済者	受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る		得て、同項			受託弁済者は、前項	受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等	じ。) に係る 受託弁済に係る求償権等 (同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同受託弁済者 (第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。) は、		場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 求償権等(同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第三条の十一において同じ。)を取得した場合における受託弁済者はの規定の討者え)	 当該保証業者に対する 	当該保証業者から当該保証等に係る求償権等に係る	当該保証業者の当該保証等に係る求償権等に係る	当該保証業者から当該保証等に係る求償権等に係る	当該保証等に係る求償権等	保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等	当該保証業者の商号	、当該保証等に係る求償権等	当該保証業者その他の者	の契約保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等		こ系の文賞室等に系の貸力けに系の契句の貸力け	保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日	保証業者	当該保証業者その他の者

交汇弁省	17 1 LJ 77 2 2 2 3 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	、貸金業者
で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て) 得て(当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、	得で
弁済者は、第一項	第十八条第四項 貸金業者は、第一項
、当該受託弁済者	、貸金業者
当該弁済をした者に	その者に
める手続を経、又は当該弁	
1/月	承諾を得て
るものに限る。)又は当該受託弁済に係る求償権等	
極度方式貸付けに係る契約又は当該契約受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係	第十八条第三項 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又はお
受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(第十八条第一項第三号 貸付けの金額(
受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日	第十八条第一項第二号 契約年月日
受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者	-
受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等	第十八条第一項 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権
、当該受託弁済者	、貸金業者
F 関 月 4) 気 8 7 書 9 一 耳 7 1 2 9 三 耳 7 2) 4 表 気 で 2	べき
とうる書育一頁 いう育丘頁はでこ見だする 当該受託弁済に係る求償権等に係る	方子頁ご見巨ける事頁又は介頁の内閣守今で! 当該
	段の規定による書面の交付に代えて交付する書
明のだけ	せつ見どこよる書面のなけこれとこだけたる書面のなけしくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前
	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若
受託弁済者は、第一項	第十七条第七項 貸金業者は、第一項
事項(同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。)に	事項に
受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている	第十七条第五項 貸金業者は、極度方式保証契約を締結した
当該受託弁済に係る求償権等	これらの貸付けに係る契約
の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)に事項(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、	事項に
保証契約に係る 保証契約を締受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約て保証契約を締受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約	結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係る第十七条第四項 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締
、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、	項
受託弁済者に弁済を委託した貸金業者	第十七条第二項第一号 貸金業者
当該債務者	当該相手方
当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	その相手方
当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約	その極度方式基本契約
事項(第二号及び第三号に掲げるものを除く。)に	事項に
るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。)を取得した 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係	第十七条第二項 貸金業者は、極度方式基本契約を締結した
受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	第十七条第一項第三号 貸付けの金額
受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年	第十七条第一項第二号 契約年月日
	第十七条第一項第一号 貸金業者
当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	その相手方
出記受計手液に使る対質権等	2 位 直条

関係	
関係	
関係	十第当該貸金業者から貸金業の
「	当該受託
学的年月日	十第当該貸金業者から貸金業の当該受託
関係者等又は	
契約年月日	貸付けの契約に基づく債権
契約年月日	
契約年月日 契約年月日 契約年月日 契約年月日 契約年月日 関第二号資金業を営む者は、貸付けの契約に基づく債権 「登金業を営む者との他の者 貸金業を営む者との他の者 貸金業を営む者との他の者 貸金業を営む者との他の者 貸金業を営む者との他の者 貸金業を営む者との他の者 貸金業を営む者との他の者 「貸金業を営む者との他の者 「賃金業を営む者との他の者 「賃金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 「賃金業を営む者との他の者 「「「「「「「」」」 「「「「」」 「「「」」 「「」」 「「「」」 「「」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「「」」 「」 「	
関係者等又は	
関第一号貸付けの契約に基づく債権 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「基づく債権 「日の契約に基づく債権 「日の支援を関する 「日のしの 「日のしの 「日のしの 「日のしの 「日のしの 「日のしの 「日のしの 「日の 「日の 「日の 「日の 「日の 「日の 「日の 「日	貸付け
関第二号貸金業を営む者と関係的に基づく債権 「会業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者と、貸付けの契約 「基づく債権 「基づく人 「基づく 「 「基づく 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	第四号貸付けの金額
関第一号貸金業を営む者と営む者と営む者と営む者と関連を営む者と、貸付けの契約に基づく賃金業を営む者は、貸付けの契約に基づく債権 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者は、貸付けの契約 「登金業を営む者と、貸付けの契約に基づく債権 「基づく」 「基づく 「本 「基づく 「本 「基づく 「本 「本 「本 「本 「本 「本 「本 「本 「	条第二項第三号契約年月日 受託弁済に係
関第六号貸付けの契約に基づく債権 資金業を営む者は、貸付けの契約 貸金業を営む者は、貸付けの契約 (当該貸付けの契約に基づく 賃金業を営む者は、貸付けの契約 (当該貸付けの契約に基づく債権 基づく債権 基づく債権 基づく債権 登金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 基づく債権 基づく債権 基づく債権 基づく債権	貸金業を営む者 受託弁済
関係	の他の者当該受託弁済
関係 は、貸付けの契約に基づく債権 資金業を営む者と、貸付けの契約 資金業を営む者は、貸付けの契約 資金業を営む者は、貸付けの契約 資金業を営む者は、貸付けの契約 「当該貸付けの契約に基づく債権 「基づく人間を 「基づく 「	基づく債権
契約年月日	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に受託
契約年月日	債権
契約年月日	受託
契約年月日	、貸付けの契約に基づく債権 は、
契約年月日	の者
現 貸金業を営む者は、貸付けの契約 賃金業を営む者は、貸付けの契約 貸金業者は、貸付けの契約 賃金業を営む者は、貸付けの契約 (当該貸付けの契約に基づく 賃金業を営む者は、貸付けの契約 (当該貸付けの契約に基づく債権 一号 債権	基づく債権
契約年月日	む者又は貸金業を営む者の貸付け
(単語) (単語) (単語) (単語) (単語) (単語) (単語) (単語)	債権
第一号 当該貸付けの契約 貸金業を営む者は、貸付けの契約 貸金業者は、貸付けの契約 貸金業を営む者は、貸付けの契約 貸金業を営む者は、貸付けの契約 (当該貸付けの契約に基づく (当該貸付けの契約に基づく	
第一号 当該貸付けの契約に基づく (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約	貸付けの契約
(当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約 (当該貸付けの契約	号 当該貸付けの契約に基づく
(資金業者は、貸付けの契約 (資金業を営む者は、貸付けの契約 (資金業を営む者は、貸付けの契約 (資金業を営む者は、貸付けの契約 (資金業を営む者は、貸付けの契約	(当該貸付けの契約
賃金業を営む者は、貸付けの契約 賃金業者は 賃金業者は、貸付けの契約 賃金業者は 賃金業者は、貸付けの契約	貸付けの契約
に基づく 者は、貸付けの契約	貸金業を営む者は、貸付けの契約
者は、貸付けの契約	貸付けの契約に基づく
	貸付けの契約 受託弁済者は
	当該受託弁済
に貸付けの契約 受託弁済に係る求償権等に係る債務者ご	に貸付けの契約
事務所ごと 事務所ごと(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)	

定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第三条の十 法第二十四条の四第二項の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規(保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

		当第	号	笠						号 第	号	笙	号	쐴				-			笙	第第	笋				笛	笙	笙	笙	11 ——	[
		第十七条第三項		第十七条第二項第一					第十七条第二項	十七条第一		十七条第一項第二		第十七条第一項第一				第十七条第一項			第十六条の三第二項	一号十六条の三第一	第十六条の三第一項				第十六条の二第四項		第十六条の二第三項貸金業者	第十六条の二第三項	第十二条の七	法の規定
事項に	に係るものに係るもの。	貸付け				その相手方	その極度方式基本契約	事項に	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	項第三貸付けの金額		契約年月日			方	その契約	事頁こ	と 契約を除く。第四項において同じ。) を締結し契約を除く。第四項において同じ。) を締結し貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本	. 貸金業者		貸金業者は、前項	項貸金業者	が、		得て、前三項	となろうとする者又は前項第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方	は、前三項			貸金業者は、貸付けに係る契約	貸金業者は	
交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)に事項(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により事項(当該保証等に係る求償権等	等に存る才像検急を調り受けた者に、当該係請等に存る対像検急に存る協言多彩が終業されているとき、又	有変REPFに係る文質産品に係る保証契約が締結されているとき、 当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、		保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者	当該債務者	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約	事項(第二号及び第三号に掲げるものを除く。)に	第五項において同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	契約の契約年月日	保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る		、当該保証	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	当該保証等に係る求償権等		.じ。)を締結し (極度方式基本保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた	、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項	保証等に係る求償権等を譲り受けた者	保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該保証等に係る求償権等に係る	1:	得て、同項	同項	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項			保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等	同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて保証等に係る求償権等。	

一受託弁済で系る状賞潅等を譲り受けた者は、当該受託弁済で深る状賞潅等	育上、客り一角三角で含着す。 貸付けご客るでき
済に係る	貸金業者は、
	法の規定
りとする。 いて受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合におけるて準用する法の規定の読替え)	表のとおりの規定になった者につい
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に対する	
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等に係る	第四項第二十四条の六の十当該貸金業者から貸金業の
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の当該保証等に係る求償権等に係る	
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等に係る	第二項第二十四条の六の十当該貸金業者から貸金業の第二十四条の六の十当該貸金業者から貸金業の
次項において読み替えて準用する第十二条の七	第十二条の七
保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該	頁
当該保証等に係る求償権等	当該債権
権保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等	第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号	貸金業を営む者の商号
、当該保証等に係る求償権等	、貸付けの契約に基づく債権
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者	貸金業を営む者その他の者
■付けの保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等 ■ では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、これでは、「では、」では、これでは、「では、」では、これでは、「では、」では、これでは、「では、」では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
	四号 質賞付けの金額
契約の契約年月日	
保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る	第二十一条第二項第契約年月日
伊記等に存る才像林等を謂り受けた者	一号の一項の一項を表する。
	-
けの保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保) 貸
保証等に係る求償権等	一条第一項第
保証等に係る求償権等に係る	六号第二十一条第一項第貸付けの契約に基づく
は、当該保証等に係る求償権等	は、貸付けの契約に基づく債権
	- NT.
買付けの保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等	契約に基づく債権 契約に基づく債権
保証等に係る求償権等	第二十条の二第二号 債権
保証等に係る求償権等	貸付けの契約に基づく債権
保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等	第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約
1111145 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	号

第一号第二第三項貸金業者	· 算金業者	条において同じ。)及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者(第二十匹条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。第十七条及び第十八受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者(第二十匹条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。第十七条及び第十八
第十六条の二第四項	貸金業者は、前三項	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項
	f.r. 1	
	となろうとする者又は前項	
	得て、前三項	得て、同項
	、貸金業者	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
第十六条の三第一項	貸	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該受託弁済に係る求償権等に係る
	受 貸金業者	
第十六条の三第二項	貸金業者は、前項	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項
	貸付けの契約	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約
	、貸金業者	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
第十七条第一項	。第四項において同、貸付けに係る契約	じ。)を締結し「極度方式基本受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた
	事項に	事項(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、
		付する書面に記載された事項と同一の内容
	その契約	当該受託弁済に係る求償権等
	その相手方	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者
号 第十七条第一項第一		受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
号	契約年月日	に係る契約の契約年月日(医療の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付け受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付け
男十七条第一項第三貸付けの金額	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第十七条第二項	貸金業者は、極度方式基本契約を締結した	-15-
	Inth Army N I	事質(育二寺女が育三寺ご曷げるLOOと余く。)これで育三寺ではない。 同じ)で言っていて言いていることでは、当まで言うでいる。文化本会で言いていて
	その極度方式基本契約 専項に	当该受託弁斉こ系る求賞権等こ系る亟度方式基本契約「事項(第二号及て第三号に排じるものを除く)に
	その相手方	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者
	当該相手方	
房 第十七条第二項第一	貸金業者	受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十七条第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに
第十七条第四項		当
	事項に	り交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)に事項(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、事項(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、
	これらの貸付けに係る契約	当該受託弁済に係る求償権等
第十七条第五項	貸金業者は、極度方式保証契約を締結した	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている
	事項に	事項(同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。)に
第十七条第七頁	貸金業者は、第一項	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項

	交付若しくは同項の規定により第一項前段若し書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の書面の交付	書面の交付
	て交付する書面の交付くは第四項前段の規定による書面の交付に代え	
	当該	当該受託弁済に係る求償権等に係る
	書面に記載すべき項に規定する事項又は前項の内閣府令で定	第一項から第五項までに規定する
	、貸金業者	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
第十八条第一項	、貸付けの契約に基づく債権	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
十八条第一		'X'
十八条第一項第二	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付け
		約の契約年月日
第十八条第一項第三	一項第三貸付けの金額(受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(
第十八条第三項	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当受託弁済に係る求償権等	受託弁済に係る求償権等(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。)を譲り受け
	本となる極度方式基本契約	た者は、当該受託弁済に係る求償権等又は当該受託弁済に係る求償権等
	承諾を得て	を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て)
	その者に	
	、貸金業者	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
第十八条第四項	、第一項	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項
	得て	いる場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て) 得て(当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得て
	、貸金業者	
第十九条	貸金業者	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
	事務所ごと	事務所ごと(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)
	に貸付けの契約	_
	契約年月日	付けの契約の契約年月日 一当該受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸
	貸付けの金額	当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第十九条の二	等又は	受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は
		当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に
		14
第二十条第一項	付けの契約	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
57 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	*	ţ.
第二十条第二項	3者は、貸付けの契約	た者は、
第二十条第三項	(当夜『けけつ忍り (当夜』) けいの (当夜』) (日夜』) (日春』) (日春	(当を)とおうと、)を)を)を)がいます。 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
第二十条第三項第一	基づく	受託弁済に係る求償権等に係る
号:		
第二十条の二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
	貸付けの契約に基づく債権	受託弁済に係る求償権等
第二十条の二第二号	債権	受託弁済に係る求償権等

16							
項 二 十 四 条 第	の規定 の規定を準用 の規定を準用	第二十四条の六第二年	条 の の	第二十二条	第二十一条第二項第貸金業 第二十一条第二項第契約年 第二十一条第二項第契約年 第二十一条第二項第契約年	第二十一条第二項	六 第二十一 条 第二十一 条 第一
除き、 除き、 に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除くの抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八2貸金業者の は登職者の は、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八2 は、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八2 は、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八2 は、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八2 は、第一次の一、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八2 は、第一の一、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八2 は、第二の一、第二の一、第二の一、第二の一、第二の一、第二の一、第二の一、第二の一	の規定 の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおいまでを準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとお第三条の十二 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者(貸金業者を除の規定の読替え)	六の十当該貸金業者の貸金業の当該貸金業者の貸金業の	大の十当該貸金業者から貸金業の 第十二条の七 第十二条の七	当該債権 当該債権 当該債権	を営む者と営む者の貸付けを営む者又は貸金業を営む者の貸付けを営む者又は貸金業を営む者の貸付けを	項第貸付けの契約に基づく債権 対象に基づく債権 対象に基づく債権	項 項 第
「第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。)の規定を (抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定す二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定((抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定す二項、第二十条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第 貸金業を営む者の 貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この項において同じ。)は		当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の当該受託弁済に係る求償権等に係る当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の当該受託弁済に係る求償権等に係る当該受託弁済に係る求償権等に係る	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る交託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等と譲り受けた者の商号当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の他の者当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者	の受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る貸付けに係る契約の契約年月日という。 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの金額を託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等。譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等	貸付けの契約に基づく債権 は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者 以の対しまづく債権 は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者 という はい

		読み替えられる字句	読み替える法の規定
)とおりとする。 第七項から第九項までにおいて同じ。) を取得した場合における当該保証等に	規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。保証等に係る求償権等(同条に規定する保証等に係る求償権等をいう。第七項から第1	得した保証業者について法の規定を準用する場合によって規定によいて保証業者が保証等に係る求償権等	係る求償権等を取る (4) 法第二十匹条の
	の規定を除き	これた債権については第十六条の二第三項及び第四項	
	、 150 m (150 m) の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券にF	・ 〉 に ****** ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	条ま
第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及	の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二	十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条	第十
貸金業を営む者(貸金業者を除く。)		貸金業者	第二十四条の二貸金
			規定
読み替える字句		み替えられる字句 アイス・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・	読み替える法の読み替えられる字句
		、次の表のとおりとする。	る技術的読替えは、
ついて法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係	ついて保証契約を締結する場合に	六の規定において貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約に	3 法第二十四条の六の
		の規定を除き、	
	第六項を除く。)	第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。	
	た債権については	号) 第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については	
		v /	
	第二十四にこの項の規定(《を除く。)、第十八条から第二十二	
み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並び	おいて読	第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第	
	貸金業を営む者の	貸金業者の	
づく債権を譲り受けた者は、当該	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、	貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく	第二十四条第一項
	当該債権を譲り受けた者の商号	貸金業を営む者の商号	
	、当該債権に係る貸付けの契約	、貸付けの契約	
	当該債権を譲り受けた者その他の者	貸金業を営む者その他の者	
貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の	第二十一条第三項
	金額及び譲り受けた債権の額	四号金額	第二十一条第二項第四号
付けに係る契約の契約年月日	債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月	条第二項第三号契約年月日	第二十一条第二項第一
	債権を譲り受けた	条第二項第一号貸金業を営む	1-
	当該債権を譲り受けた者その他の者	貸金業を営む者その他の者	
けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基	貸金	第二十一条第二項
			及び第九号
	譲り受けた債権に係る貸付けの契約	項第六号貸付けの契約	第一
	は、当該債権に係る貸付けの契約	は、貸付けの契約	
	当該債権を譲り受けた者その他の者	貸金業を営む者その他の者	
貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の	第二十一条第一項
	貸付けの契約に基づく債権	債権	第二十条の二第二号
	く債権	;	-
づく責権を譲り受けた者は、当該責権こ系る貸付けの契約に基づ	貸金業を営む者の貸付けこ系る契約こ基づく責権を譲り受けた者は、	資金業を営む者は、資付けの契約	第二十条の二
〜く債権を譲り受けた者は、当該債権は得る貸付けの事業に基之 	く債権 く債権	賃金業を営む者に 賃付けの事業	第二十条第二項
当後青畑に窓の程士と	定金を合うでする。	ř †	57 - 1 - 12 57 - 111
ATT THE THE THE THE THE THE THE THE THE T	が当該責権 こ系る 貸付け の契約	が貸付けの契約	
貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権	の貸付けに係る契約に基づく債権を譲りる	1	
この条から第二十一条まで及び第二十四条第一項において司じ。)	貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下		第二十条第一項
	読み替える字句		読み替える法の規定
		、次の表のとおりとする。	る技術的読替えは、
法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係	に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り	シ六の規定において貸金業を営む者の貸付けに係る契約に	2 法第二十四条の

(4) 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19			11,7	
(付けの契約に基づく債権 を業を営む者と、貸付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 定において貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債権 金業を営む者との他の者 定において受金業を営む者が貸付けの契約に基づく債権 金業を営む者との他の者 定において受託弁済に係る求債権等(同条に規定する受託弁 おりとする。 た債権については第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の一第二十四条の六の十の規定 において受託弁済に係る求債権等(同条に規定する受託弁 おりとする。 (負付けの契約に基づく債権 金業を営む者は、貸付けの契約に基づく債権 金業を営む者は、貸付けの契約に基づく債権 全業を営む者は、貸付けの契約に基づく債権 (同条に規定する受託弁 おりとする。 (付けの契約に基づく債権 を業を営む者は、貸付けの契約 金業を営む者は、貸付けの契約		受託弁済に係る求賞権等		第二十条の二第二号
(付けの契約に基づく債権 を業を営む者は、貸付けの契約に基づく債権 (日本)の投資 (日本)の投資 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債権 (日本)の契約に基づく債務の弁 (日本)の契約に基づく債務の弁 (日本)の契約に基づく債務の分 (日本)の対別の契約に基づく債務の分 (日本)の契約に基づく債務の分 (日本)の契約に基づく債務の分 (日本)の契約に基づく債務の分 (日本)の契約に基づく債務の分 (日本)の契約に基づく債務の分 (日本)の契約に基づく債務の分 (日本)の契約に基づく債務の分 (日本)の対別の契約に基づく債務の分 (日本)の対別の対別の対別の対別の対別の対別の対別の対別の対別の対別の対別の対別の対別の		受託弁済に係る求償権等	づく債権	
全業を営む者は、貸付けの契約 金業を営む者は、貸付けの契約 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者で、貸付けの契約に基づく債務の弁 おりとする。 れる字句 のかけの契約に基づく債を を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁 ながりとする。 れる字句 のかけの契約に基づく債務の弁 において受託弁済に係る求償権等(同条に規定する受託弁 ながりとするを営む者は、貸付けの契約 金業を営む者は、貸付けの契約 とするを営む者は、貸付けの契約 とするを営む者は、貸付けの契約	等		貸付け	第二十条の二
付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 を業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者を営む者の貸付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 金業を営む者の他の者 金業を営む者の他の者 金業を営む者の他の者 金業を営む者で、(資付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 金業を営む者の商号 金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁 おりとする。 れる字句 の方の大の一の規定する受託弁 ながの表のとおりとする の方のもの規定 で、第二十四条のたの十の規定 で、第二十四条のたの十の規定 で、第二十四条のたの十の規定 で、第二十四条のたの十の規定 で、第二十四条のたの十の規定 で、第二十四条のたの十の規定 ながの表のとおりとする の音において受託弁 ながの表のとおりとする の音において受託弁 ながの表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音において受託弁 ながの表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、、次の表のとおりとする の音にも、の音にも、の音にも、の音にも、の音にも、の音にも、の音にも、の音にも、	 		、貸付け	第二十条第二項
(付けの契約に基づく債権 を業を営む者は、貸付けの契約 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者を営む者の貸付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 位けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 金業を営む者の他の者 金業を営む者で、賃付けの契約に基づく債権 金業を営む者で、第二十四条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十六条の二第二項及び第四項、第二十四条の六の十の規定 で、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の六の十の規定 で、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の六の十の規定 で、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の六の十の規定 で、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の六の十の規定 を対称的読替えば、次の表のとおりとする 会業を営む者は、貸付けの契約				
付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 会業を営む者で、貸付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 会業を営む者での他の者 金業を営む者での他の者 金業を営む者での他の者 金業を営む者で、賃付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 会業を営む者での他の者 金業を営む者での他の者 金業を営む者で、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の六の十の規定において貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁定において貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁定において貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁定において受託弁済に係る求償権等(同条に規定する受託弁おりとする考による。 おりとする。 れる字句 れる字句 れる字句 れる字句 れる字句 れる字句 な業を営む者は、貸付けの契約に基づく債務の弁定において受託弁済に係る求償権等(同条に規定する受託弁済に係る求償権等(同条に規定する受託弁おりとする考を営む者は、貸付けの契約	- 一条までにおいて同じ。)	償権等をいう。以下この条から第二十		
付けの契約に基づく債権 付けの契約に基づく債権 一位はの契約に基づく債権 一位はの契約に基づく債権 一位はの契約に基づく債権 一位はの契約に基づく債権 全業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 会業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 会業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 会業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 会業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 会業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 会業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 会業を営む者で、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十六条の一第三項及び第四項、第十六条の一の規定 おりとする。 れる字句 れる字句 れる字句 れる字句 を業を営む者は、貸付けの契約に基づく債務の弁定において受託弁済に係る技術的読替えば、次の表のとおりとする受託弁 を営む者は、貸付けの契約	に受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求	じ。)は、当該受託弁済者が弁済をした		-
(株) ((株) ((株) ((大) (大) ((大) ((大) ((大) ((^る当該弁済をした者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同	受託弁済者(第二十四条の六に規定す	貸金業を営む者は、	第二十条第一項
(付けの契約に基づく) (債権等を取得) 金業を営む者は、貸付けの契約に基づく債権 (保証等に係る求債権等を取得) 金業を営む者と、貸付けの契約に基づく債権 (保証等に係る求債権等を取得) (投付けの契約に基づく債権 (保証等に係る求債権等を取得) (保証等に係る求債権等を取得) (投付けの契約に基づく債務の弁済を付けの契約に基づく債務の弁済を付けの契約に基づく債務の弁済を付けの契約に基づく債務の弁済を付けの契約に基づく債務の弁済を付けの契約に基づく債務の弁済を付けの契約に基づく債務の弁済を付けの契約に基づく債務の分別を表する場合についる。第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。)、第十八条と取得に対して、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。)、第十八条と関係等を取得に対して、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。) (本) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対		読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定
(付けの契約に基づく) 信権 金業を営む者は、貸付けの契約 金業を営む者は、貸付けの契約 金業を営む者は、貸付けの契約 金業を営む者と、貸付けの契約 金業を営む者と、貸付けの契約 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (付けの契約に基づく債権 (保証等に係る求償権等を取得) 金業を営む者との他の者 一段に第二年の次の十の規定(抵当証券法第一条第一項に超 で、第二十四条の五第一項を設定に係る求償権等を取得して、第二十一条の一の規定(抵当証券は、第六項を除く。)、第十八条 で、第二十一条の一項に超びに第十十条(第六項を除く。)、第十八条 で、第二年条(第六項を除く。)、第十八条 で、第二年条(第六項を除る、)、第十八条 で、第二年条(第六項を除る。)、第十八条 で、第二年条(第六項を除く。)、第十八条 で、第二年条(第六項を除く。)、第十八条 で、第二項を除く。)、第十八条 で、第二項を除く。)、第十八条 で、第二項を除く。)、第十八条 で、第二項を除く。)、第十八条 で、第二項を除く。)、第十八条		のとおりとする。	場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表の	の規定を準用する。
(株証等に係る水債権等を取得) 金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る水債権等を取得) 金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る水債権等を取得) 金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る水債権等を取得) 金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る水債権等を取得) 金業を営む者その他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者の他の者 金業を営む者の他の者 金業を営む者の他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者を関む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る水債権等を取得」 保証等に係る水債権等を取得」 保証等に係る水債権等を取得。 保証等に係る水債権等の取得に 保証等に係る水債権等の取得を 保証等に係る水債権等の取得。 保証等に係る水債権等の取得。 保証等に係る水債権等の取得。 (株証等に係る水債権等の取得) (株証等に係る水債権等の取得) な業を営む者の他の者 当該保証業者その他の者 当該保証業者その他の者 当該保証等に係る水債権等の取得。 (株証等に係る水債権等の取得) (株証等に係る水債権等の取得) (株証等に係る水債権等の取得) (株証等に係る水債権等の取得) (本業を営む者の他) (本まで、3、第十七条(第六項を除く。)、第十八条の 1 当該保証業者との他の者 2 当該保証業者との他の者 2 当該保証等に係る水債権等の取得。 (本まで、3 大項を除る水債権等の取得) (本まで、3 大項を除る水債権等を取得) (本まで、3 大項を下のののと3 は、3 大項を下のののと3 は、4 対ののと4 は、4 対ののと4 は、4 対ののと4 が、4 対ののと4 が、5 大項を除る。)、第十一年。 (本まで、5 大項を下のののと5 大項を下のののと6 が、5 大項を除る。)、第十一年。 (本まで、6 大項を下のののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大項を除る。)、第十一年。 2 対のののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大項を下ののと6 が、6 大項を下ののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大項を下のののと6 が、6 大ののと6 が、6 大のののと6 が、6 大ののののと6 が、6 大のののと6 が、6 大のののと6 が、6 大のののと6 が、6 大ののののと6 が、6 大のののと6 が、6 大ののののと6 が、6 大ののののと6 が、6 大ののののと6 が、6 大ののののと6 が、6 大ののののと6 が、6 大のののののと6 が、6 大ののののののと6 が、6 大のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	第十項において同じ。)を取得した場合における弁済をした者について法	足する受託弁済に係る求償権等をいう。 第九項及び:	六の規定において受託弁済に係る求償権等(同条に規字	6 法第二十四条の
(株) (大項を除く。) を取得に 金業を営む者で、貸付けの契約 金業を営む者で、貸付けの契約に基づく債権 (株) (大項を除く。) を取得に 金業を営む者で、貸付けの契約に基づく債権 (株) (大項を除く。) を取得に 金業を営む者での他の者 一段証等に係る求償権等を取得し (株) (第六項を除く。) を取得し 金業を営む者での他の者 一段証等に係る求償権等を取得し 金業を営む者での他の者 一段証等に係る求償権等を取得し 金業を営む者での他の者 一段証等に係る求償権等を取得し 金業を営む者での他の者 一段証等に係る求償権等を取得し 金業を営む者での他の者 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一分では、当該保証業者での他の者 一段証等に係る求償権等の取得に 一段証等に係る求償権等の取得に 一般証等に係る求償権等の取得に 一般証等に係る求償権等の取得に 一般証等に係る求償権等の取得に 一般証等に係る、主て、 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に			き、	を除き、
(根証等に係る求償権等を取得) 金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 (対けの契約に基づく債権 (対けの契約に基づく債権 (対けの契約に基づく債権 (対けの契約に基づく債権 (対けの契約に基づく債権 (対けの契約に基づく債権 (対けの契約に基づく債権 (対けの契約に基づく債権 (根証等に係る求償権等を取得) 金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る求償権等に係る求償権等で営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る求償権等に係る求償権等に済る、政債権等に係る、政党、政党、政党、政党、政党、政党、政党、政党、政党、政党、政党、政党、政党、	定	及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。)の規字	証券に記載された債権については第十六条の二第三項兄	抵当
(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	る項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の五第一項の規定 ○	六の十の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する	二条まで、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の	二十
(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	第第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二	の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第	二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条	第十
(保証等に係る求償権等を取得)を業を営む者に基づく債権 (保証等に係る求償権等を取得)を業を営む者と関金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 (保証等に係る求償権等を取得)を業を営む者との他の者 (保証等に係る求償権等を取得)を業を営む者の時間を対けの契約に基づく債権(保証等に係る求償権等を取得)を業を営む者の時間を対けの契約に基づく債権(保証等に係る求償権等を取得)を業を営む者の時間を対けの契約に基づく債権(保証等に係る求償権等を取得)を業を営む者のもの者 (保証等に係る求償権等を取得)を業を営む者のもの者 (保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権(保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権(保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権の弁済を他人に委託する場合についた。 (保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権の弁済を他人に委託する場合についた。) (保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権の弁済を他人に委託する場合についる) (保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権の弁済を他人に委託する場合についる) (保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権の分割に基づく債権等の額及び付けの契約に基づく債権等の額及び付けの契約に基づく債権等を取得しておいる。) (保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権等を取得しておいる) (保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権等を取得しておいる) (保証等に係る求償権等の額及び付けの契約に基づく債権等を取得しておいる) (保証等に係る求償権等の取得に係る、対債を定義を取得して、対策に係る、対債を定義を取得して、対策に係る、対債を定義を取得して、対策に係る、対債を定義を取得して、対策を対して、対策を定め、対策を定め、対策を定め、対策を定め、対策を対策を対策を取得して、対策を関係を取得して、対策を関係を可能を可能を定め、対策を関係を取得して、対策を関係を対策を対策を対策を関係を取得して、対策を関係を取得して、対策を関係を関係を対策を関係を対策を関係を対策を関係を対策を関係を関係を対策を関係を対策を関係を対策を関係を対策を関係を関係を対策を対策を関係を対策を対策を関係を対策を関係を対策を対策を関係を対策を関係を対すを対策を関係を対策を関係を対策を対策を関係を対策を関係を対策を対策を関係を対策を対すを対策を関係を対策を関係を対策を対すを対策を対策を対すを対すを対策を対策を対策を対策を対すを対策を対すを対すを対すを対すを対すを対すを対すを対すを対すを対すを対すを対すを対すを	貸金業を営む者の		貸金業者の	貸金
(保証等に係る求償権等を取得) 金業を営む者と関金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 会業を営む者又は賃金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 (保証等に係る求償権等を取得) 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者の他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者の他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者との他の者 金業を営む者の値の者 金業を営む者の値の者 金業を営む者の値の者 金業を営む者の値の者 金業を営む者の値の者 金業を営む者の値の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者との他の者 会業を営む者の他の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者の他の者 会業を営む者の値の者 会業を営む者の値を変を関わるの貸付けの契約に基づく債権等に係る求償権等を取得している。 (保証等に係る求償権等を取得している。 (保証等に係る求償権等を取得している。) (保証等に係る求償権等を取得している。) (保証等に係る、改賞権等を取得している。) (保証等に係る、改資をといる。) (保証等に係る、改資をといる。) (保証等に係る、改資をといる。) (保証等に係る、改資を営む者のでしる。) (保証等に係る、改資をといる。) (保証等に係る、改資をといる。) (保証等に係る、改資をといる。) (保証等に係る、改資をといる。) (保証等に係る、改資をといる。) (保証等をといる。) (保証等をといる。) (保証等をといる。) (保証等をといる。) (保証等をといる。) (保証等をといる。) (保証等をといる。) (保証等をとといる。) (保証等をとといる。) (保証等をとといる。) (保証等をとといる。) (保証等をといる。) (保証等をとといる。) (保証等をとといる。) (保証等をとといる。) (保証等をとといる。) (保証等をといる。) (保証等をとといる。) (保証等をといる。				第一項
(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	(貸金業者を除く。		業者は	_
(学校の) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1				規定
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	読み替える字句		読み替えられる字句	
現立において貸金業を営む者と関いますく債権 (学金業を営む者との他の者 (学金業を営む者の他の者 (学金業を営む者との他の者 (保証等に係る求償権等を取得している。 (保証等に係る求償権等を取得している。 (保証等に係る求償権等を取得している。 (保証等に係る求償権等を取得している。 (保証等に係る求償権等を取得している。 (保証等に係る求償権等を取得している。 (保証等に係る、など、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、			次の表のとおりとする。	的読替えは、
	ポニ十四条の三第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術		六の規定において貸金業を営む者が貸付けの契約に基づ	5 法第二十四条の六の
に基づく債権 保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等者は、貸付けの契約 保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等者との他の者 おその他の者 と思づく債権 保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者との他の者 と思づく債権 保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者との他の者 という債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 という債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者といめる という はい 当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者といる求償権等に係る求償権等を取得した保証業者といる求償権等に係る求償権等を取得した保証業者といめる という はい 当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者という はい 当該保証等に係る求償権等と取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等と限る求償権等を取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等とのの者という。というは、当該保証等に係る求償権等と取得した保証業者とい当該保証等に係る求償権等と取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等と取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等と取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等とのの者という。というは、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業とは、当該保証等に係る求償権等との他の者という。というは、当該保証等に係る求償権等との他の者というは、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等との他の者というは、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者というな対策を定義を対した保証業者というな状態を取得した保証業を取得した保証を対する。というは、当該保証等に係る求償権等を取得した保証を対策を取得した保証を対した保証を対する。というは、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者というな状態を定係る求償権等を取得した保証を対する。というは、当は保証等に係る求償権等を取得した保証業を取得を取得を定係る求償権等を取得した保証業を取得を取得を取得を対する。というは、当は保証等に係る、対策を取得を取得を取得した保証業者といる。というは、というは、というは、というは、というは、というは、というは、というは、		当該保証業者の商号	貸金業を営む者の商号	
大田 1 1 1 1 1 1 1 1 1		、当該保証等に係る求償権等	、貸付けの契約に基づく債権	
者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者は、貸付けの契約に基づく債権保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者との他の者と関づするの貸付けの契約に基づく債権保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者で、受づり、関付けの契約に基づく債権保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者で、企基づく債権という。 (保証等に係る、政債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者で、企基づく債権という。 (保証等に係る、政債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者と、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者と、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等者を取得した保証業者は、当該保証等に係る、政債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、対債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、対債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、対債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る、対債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、対債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、対債権等を取得した保証業者と、当該保証等に係る、対債権等を取得した保証業者と、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等を取得した保証業者と、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等を取得した保証業者と、対債権等に係る、対債権等を取得した保証業者は、対債権等に係る、対債権等を取得した保証業者は、対債権等に係る、対債権等を取得を対債権等を取得を対して、対債権等に係る、対債権等を取得を対債権等に係る、対債権等を取得を対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等に係る、対債権等を取得を対し、対債権等に係る、対債権等を取得を対し、対債権等に係る、対債権等を取得を対し、対債権等を取得を対し、対債権等を対し、対債権等を取得を対し、対債権等を取得を対し、対債権等を取得を対し、対債権等を取得を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対債権等を対し、対し、対し、対し、対債権等を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		当該保証業者その他の者	貸金業を営む者その他の者	
保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者は、貸付けの契約 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者は、貸付けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者との他の者 当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者その他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等者をの他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等者をの他の者 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る。 と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	証業者又は当該保証等に係る求償権等	だに基づく債権保証等に係る求償権等を取得した保証	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約	第二十一条第三項
保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等との他の者 には、貸付けの契約に基づく債権保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等をの他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者とは、当該保証等に係る求償権等との他の者 保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 保証等に係る求償権等を取得した保証業者との他の者 保証等に係る求償権等を取得した保証業者とは、当該保証等に係る求償権等に係る、資権等 は、当該保証等に係る、資権等 は、当該保証等に係る、資本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本	保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	保証等に係る求償権等の額及び当該2	一条第二項第四号貸付けの金額	第二十一条第二項第
本の他の者 には、貸付けの契約に基づく債権保証等に係る求債権等と取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等との他の者 に、当該保証等に係る求債権等と取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等をの他の者 は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等をの他の者 は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等をの他の者 は、当該保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等をの他の者 は、当該保証等に係る求債権等に係る、工業者での他の者 は、当該保証等に係る、工業者での他の者 は、当該保証等に係る、工業者での他の者 は、当該保証等に係る、工業者での他の者 は、当該保証等に係る、工業者での他の者 は、当該保証等に係る、工業者での他の者 は、当該保証等に係る、工業者での他の者 は、当該保証等に係る、工業者での他の者 は、当該保証等に係る、工業者での他の者 に保証等に係る、工業者での他の者 に保証等に係る、工業者で、工業者で、工業者で、当該保証等に係る、工業者で、工業者で、工業者で、工業者で、工業者で、工業者で、工業者で、工業者で	及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日	保証等に係る求償権等の取得年月日日	条第二項第三号契約年月日	第二十一条第二項第1
(全業を営む者その他の者) 「会主義」と、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、「会主義」、		保証業者	条第二項第一号貸金業を営む者	第二十一条第二項第
貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 (保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 (保証等に係る求償権等を取得した保証業者を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等		当該保証業者その他の者	貸金業を営む者その他の者	
貸付けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等を関わた保証業者は、当該保証等に係る求償権等貸金業を営む者は、貸付けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等貸金業を営む者と、貸付けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等貸金業を営む者と、貸付けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 は、当該保証等に係る求償権等に係る済間を表しませばれる。	証業者又は当該保証等に係る求償権等	『に基づく債権保証等に係る求償権等を取得した保証	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約	第二十一条第二項
貸付けの契約に基づく 保証等に係る求債権等に係る求債権等に係る求債権等に係る求債権等は、貸付けの契約に基づく債権 保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等 保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求債権等 保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等に係る求償権等に係る。 と		保証等に係る求償権等	貸付けの契約に基づく債	第二十一条第一項第九号
貸付けの契約に基づく債権 は、当該保証等に係る求償権等 と関付けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 と			貸付	第二十一条第一項第六号
 工業を営む者その他の者 当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を関わけの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を関待した保証業者は、当該保証等に係る求償権等で置む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を関待した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を関待した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を関待した保証業者は、当該保証等に係る求償権等で、公司を関係を関係の表別に基づく 保証等に係る求償権等に係る、工業を関わる。 おおれて、「おおいて同じ。」を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の表別である。 				
を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の契約に基づく債権 保証等に係る求償権等に係る求償権等を対得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を営む者は、貸付けの契約 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を営む者は、貸付けの契約 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を営む者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を営む者は、当該保証等に係る求償権等を対得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対理した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を営む者は、当該保証等に係る求償権等を対理した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対理した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対理した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対理した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対理した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対理した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を対理を		当該保証業者その他の者	亜業を営む者その他の者	
マ製約に基づく債権 保証等に係る求債権等 の契約に基づく債権 保証等に係る求債権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の契約に基づく 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の契約に基づく 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の契約に基づく	証業者又は当該保証等に係る求償権等	『に基づく債権』保証等に係る求償権等を取得した保証	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約	第二十一条第一項
の契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を関われ、貸付けの契約 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を関わた保証業者は、当該保証等に係る求償権等の契約に基づく の契約に基づく 保証等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る求償権等に係る。		保証等に係る求償権等	債権	第二十条の二第二号
を営む者は、貸付けの契約 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を関得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の契約に基づく 当該保証等に係る求償権等に係る。資権等に係る。 当該保証等に係る求償権等に係る。 当該保証等に係る。求償権等に係る。 資権等に係る。 資本をおり、 資本を含まる 資本を含ま		保証等に係る求償権等	貸付けの契約に基づく債権	
を営む者は、貸付けの契約 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の契約に基づく の契約に基づく 当該保証等に係る求償権等に係る ※までにおいて同じ。)を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 ※までにおいて同じ。)を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等	l	保証等に係る求償権等を取得した保証	貸付けの	第二十条の二
当該保証等に係る求償権等に係る 条までにおいて同じ。)を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 条までにおいて同じ。)を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等		保証等に係る求償権等を取得した保証	を営む者は、貸付けの	第二十条第二項
条までにおいて同じ。)を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等行品を表現のでは、対策の対象を表現している。		当該保証等に係る求償権等に係る	の契約に基	
		条までにおいて同じ。)を取得した保証等に任うな仕村舎の登上した場		25
	の六こ規定する保証等に系る求賞権等をいう。以下この条から第二十二	呆証等に系る求賞権等(第二十四条	貸金業を営む者は、貸付けの契約	第二十条第一項

でいた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技法があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の者と、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者と、当該受託弁済に係る求償権等といい、保証業者が取得を定義した。	は、貸付けの契約に基づく債権第二十一条第一項 貸金業を営む者その他の者 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け第二十条の二第二号 債権
あつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者との他の表表のた場合における当該受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等(原ニ十四条の六に規定すると、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託金、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託金、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託金、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託金、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託金、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあった場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についる。	「資金業を営む者その他の者」「「資金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付条の二第二号」「債権」「関係を関係した。」「「日本のでは、」」「日本のでは、「日本のでは、」」」「日本のでは、日本のでは、日
約に基づく債権 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託4 あつた場合における当該受託弁済に係る求償権等で譲り受けた者は、当該受託4 要託弁済に係る求償権等で譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4	一条第一項 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付条の二第二号 債権 貸付けの契約に基づく債権
あつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者につい 読み替える字句 一芸で及び第二十四条の五第一項において同じ。)を譲り まで及び第二十四条の五第一項において同じ。)を譲り まで及び第二十四条の五第一項において同じ。)を譲り 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託4	
あつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあった場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあった場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあった場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあった場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者につい	
受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託のあつた場合における当該受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等(同条に規定する保証等に係るお償権等(同条に規定する保証等に係るお償権等(第二十四条の六に規定するのがに規定する保証等に係るお償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあった場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあった場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあった場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託分が、対している当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託公司を表している。	
受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託会あった場合における当該受託弁済に係る求償権等(同条に規定する保証等に係る名との大に規定する保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定するのがに規定する。 と	第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約
当該受託弁済に係る求償権等に係るおのた場合における当該受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定するのがに規定する。	項貸金業を営む者は、
まで及び第二十四条の五第一項において同じ。)を譲り受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る4巻における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についあつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者につい	貸付けの契約に基づく
保証等に係る求償権等(同条に規定する保証等に係る4受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する	
読み替える字句	第二十条第一項 貸金業を営む者は、貸付けの契約
あつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者につい	読み替える法の規定 読み替えられる字句
あつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者についー	術的読替えは、次の表のとおりとする。
	10 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡が
	項を除く。) の規定を除き、
余の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六 	定する抵当証券に記載された債権については第十六々
	八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びに
	第十二条の七、第十六条の二第三頃及び第四頃、第一分全美石
党員会 業をが置い者 (党員会主義者を2余く)。)	党員 公並 紫 - 各自
をした受託弁済に係る求償権等(同条に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)	
受託弁済者(次条に規定する当該弁済をした者をいう。)は、当該受託弁済者が弁済	第二十四条の受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
	の規定
読み替える字句	読み替える法読み替えられる字句
契約に係る保証等に係る求償権等を除く。)を他人に譲渡する場合について法第二十四条の五第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	契約に係る保証等に係る求償権等を除く。)を他人に譲渡する場?
て貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等(保証業者が取得した当該貸付けの	9 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受け
	に第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、
の二第三項及び第四項並び	証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並び「こう」では、これでは、「おい」では、「い」には、「い」に、「い」に、「い」では、「い
	六の十位げてこの質の規定(氐当証券去第一条)第7年第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
第十八条から第二十二条まで、第二十四条りびここの頁の現を「の二第三項及び第二十条第一項及び第二項「第二十条の二」第二十一条並の二第三項及び第四項「第十六条の三」第十第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項「第二十条の二」第二十一条並	「七条(第六頁を余く。)、第十八条から第二十一条の七一第十六条の二第三項及び第四
「食金業を営む者(賃金業者を除く)	
	第二十四条の四第一項 保証業者に
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号	ĺ
、当該保証等に係る求償権等	、貸付けの契約に基づく債権
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者	貸金業を営む者その他の者
けの契約に基づく債権 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等	第二十一条第三項 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け
保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	男 第二十一条第二項第四貸付けの金額
償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日	
保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求	第二十一条第二項第三契約年月日
保証等に係る求償権等を譲り受けた者	号
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者	
	貸

六号 第二十一条第一項 ^第	項第貸付けの契約に基づく	受託弁済に係る求償権等に係る
十一条第一	項第貸付けの契約に基づく債権	受託弁済に係る求償権等
九号		
第二十一条第二項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 🖺	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等
	貸金業を営む者その他の者	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者
第二十一条第二項等	条第二項第貸金業を営む者	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
一号		
第二十一条第二項等	<u>第</u> 契約年月日	受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る
三号		求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
第二十一条第二項等	第貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
四号		
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権 E	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等
	貸金業を営む者その他の者	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者
_	、貸付けの契約に基づく債権	、当該受託弁済に係る求償権等
	貸金業を営む者の商号	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号
第二十四条の五第一項	項 受託弁済者は、	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該
	貸金業者	貸金業を営む者(貸金業者を除く。)
_	第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第5	第次条において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規
	十七条 (第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四h	定(
	規定	
	る抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第	
	四項並びに第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、	

(資格試験の受験手数料)

2 前項の受験手数料は、国に納める場合にあつては、受験申込書に受験手数料の金額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない:第三条の十三 法第二十四条の二十二第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、八千五百円とする。 (貸金業務取扱主任者の登録手数料)

第一項の登録手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

第三条の十四 法第二十四条の三十四第一項に規定する登録手数料の額は、三千百五十円とする。

前条第二項の規定は、前項の登録手数料の納付について準用する。この場合において、同条第二項中

「受験申込書」とあるのは、

「登録申請書」と読み替えるものとする。

2

(貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録の有効期間)

第三条の十五 法第二十四条の三十九第一項に規定する政令で定める期間は、三年とする。

(内閣総理大臣が行う講習の受講手数料)

第三条の十六 法第二十四条の四十八第三項に規定する政令で定める手数料の額は、八千九百円とする。

第四条 法第三十七条第二項の政令で定める割合は、百分の五十とする。 (すべての貸金業者のうちに協会員の占める割合の最低限度)

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第四条の二 法第四十一条の三十九第一項第二号及び第四号ニ、第四十一条の四十三並びに第四十一条の六十第三項に規定する政令で定めるものは、

次に掲げるものとする。

第四条の四各号に掲げる指定 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

(異議を述べた貸金業者の数の貸金業者の総数に占める割合)

第四条の三 法第四十一条の三十九第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

- 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の六第一項の規定による指定 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百十八条第一項の規定による指定
- (昭和二十四年法律第百八十一号)第六十九条の二第一項の規定による指定
- 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十二第一項の規定による指定
- 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の十二第一項の規定による指定
- 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定
- (昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の十三第一項の規定による指定
- 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百八条の二第一項の規定による指定

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第五十一条第一項の規定による指定 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定
- 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第八十五条の二第一項の規定による指定
- 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十九条第一項の規定による指定
- (金融庁長官へ委任される権限から除外される権限)
- 一 法第二十四条の八第一項及び第四十一条の十三第一項の規定による指定第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 法第二十四条の十九第一項及び第二項並びに第四十一条の三十三第一項の規定による指定の取
- 法第二十六条第二項の規定による認可
- 法第二十九条及び第四十一条の四の規定による認可の取消し
- (財務局長等への権限の委任) 及び第六号(法第四十一条の四の規定による認可の取消しに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第四十一条の十三第二項及び第四十一条の三十三第二項の規定による公示 法第二十四条の九第一項、第二十四条の十九第三項(法第二十四条の十九第二項の規定による同項の試験事務の全部又は一部の停止に係る部分を除く。)、第四十一条の十二(第一 号
- **第六条** 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二章(第二十四条の六の三第二項及び第三項(これらの規定を法第二十四条の六の 同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 する財務局長(これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び 業者に関するものに限る。)は、貸金業者(法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。)の主たる営業所又は事務所(次項及び第三項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄 四第三項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条の六の十一第四項を除く。)並びに第四十四条の二第一項及び第三項の規定による権限並びに法第四十四条の三の規定による権限 法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所(以下この
- 営業所等又は保証業者の営業所等の所在地を管轄する財務局長(これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる を受けた者の営業所若しくは事務所(以下この項及び第四項において「保証業者の営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる 及び次項において「従たる営業所等」という。)又は当該貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者の営業所若しくは事務所若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託
- たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。 前項の規定により、貸金業者の従たる営業所等に対して報告の徴収又は立入検査(以下「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、 当該貸金業者の主たる営業所等又は当該従
- 当該保証業者の営業所等以外の保証業者の営業所等に対し、検査等を行うことができる。 長官権限のうち、次の各号に掲げる規定による報告の徴収及び立入検査の権限は、当該各号に定めるものの所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ 第二項の規定により、保証業者の営業所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該保証業者の営業所等以外の保証業者の営業所等に対して検査等の必要を認めたときは
- 法第二十四条の十七第一項及び第二項 指定試験機関の主たる事務所

つては、福岡財務支局長)も行うことができる。

- 法第二十四条の四十九第一項 登録講習機関の主たる事務所
- 法第四十一条の五第一項及び第二項 貸金業協会の主たる事務所
- 法第四十一条の三十第一項及び第二項 指定信用情報機関の主たる営業所又は事務所
- 業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該指定試験機関の従たる事務所又は業務受託者の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該・前項第一号に掲げる規定による権限で指定試験機関の従たる事務所又は当該指定試験機関から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所(以下この項及び第八項において「業務受託者の営 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。
- たる事務所に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。 指定試験機関の従たる事務所に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定試験機関の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の当該指定試験機関の 従

- 等に対して検査等の必要を認めたときは、当該業務受託者の営業所等に対し、検査等を行うことができる 第六項の規定により、指定試験機関の業務受託者の営業所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該業務受託者の営業所等以外の当該指定試験機関の業務受託者の営業所
- 9 を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。 第五項第二号に掲げる規定による権限で登録講習機関の従たる事務所に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該登録講習機関の従たる事務所の所在地
- 10 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。 業所等」という。)に関するものについては、第五項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該貸金業協会の従たる事務所又は業務受託者の営業所等の所在地を管轄する財務局長 第五項第三号に掲げる規定による権限で貸金業協会の従たる事務所又は当該貸金業協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所(以下この項及び第十二項において「業務受託者の営 (当該
- ものについては、第五項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該指定信用情報機関の従たる営業所等又は利用者の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局 又は当該指定信用情報機関の利用者若しくは法第四十一条の十九各項の規定による委託を受けた者の営業所若しくは事務所(以下この項及び次項において「利用者の営業所等」という。)に関する 第五項第四号に掲げる規定による権限で指定信用情報機関の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所その他の施設(以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。)
- 12 いて、第八項の規定は前二項の規定により貸金業協会の業務受託者の営業所等又は指定信用情報機関の利用者の営業所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長について、それぞれ の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。 第七項の規定は前三項の規定により登録講習機関の従たる事務所、貸金業協会の従たる事務所又は指定信用情報機関の従たる営業所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長につ
- 13 準用する。 長官権限のうち、法第二十四条の二十一第二項の規定による試験事務の実施及び法第二十四条の四十八第一項の規定による講習事務の実施の権限は、次に掲げるものを除き、資格試験(法第二
- にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任することができる。 十四条の七第一項に規定する資格試験をいう。以下この項において同じ。)及び法第二十四条の二十五第二項に規定する講習を行う場所を管轄する財務局長 (当該場所が福岡財務支局の管轄区域内
- 法第二十四条の二十三第一項の規定による資格試験の無効の決定及び合格の決定の取消し並びに同条第二項の規定による資格試験の受験の禁止 合格の決定
- 法第二十四条の十一第一項の規定による貸金業務取扱主任者資格試験委員の選任並びに資格試験の問題の作成及び採点に係る権限
- 15 14 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。 第一項から第四項までの規定は、金融庁長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない
- (法附則第九条第一項に規定する政令で定める者)

法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、第一条の二第三号及び第四号に掲げる者とする。

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十八年十一月一日)から施行する。

(貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令等の廃止)

第二条 貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令(昭和二十九年政令第百六十号)及び貸金業者の自主規制の助長に関する法律第四条に規定する金利を定める政令 和四十七年政令第三百三十七号)は、廃止する。 (昭

(貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令の廃止に伴う経過措置)

- **第三条** 前条の規定による廃止前の貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令(次項において「旧委任政令」という。)第一条の規定は、 当分の間、なおその効力を有する。 第七条に規定する者については、
- によりなおその効力を有するものとされる出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第七条の規定により内閣総理大臣にした同条に規定する届出と、第七条に規定する者(第一条の二第四号に掲げる者に限る。)が法の施行の日前に旧委任政令第二条の規定により都道府県知事にした同条に規定する届出は、同日において、法附則第九条の規定 (昭和二十九年法律第百九十五号)第七条の規定により内閣総理大臣にした同条に規定する届出と

(平成三年七月一二日政令第二三六号)

この政令は、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第七十四号) 附 の施行の日 (平成三年九月一日) から施行する

則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号)

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日) (平成一〇年一一月二〇日政令第三六九号) 抄 から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

(平成一〇年一二月一五日政令第三九三号)

この政令は、公布の日から施行する。 附 (平成一二年四月二八日政令第二一八号)

務支局長)に委任する。

2

一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年六月一日。次条において「施行日」という。)から施行する

経過措置)

は、施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る保証契約を締結する場合について適用する。 第二条 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律 (以下この条において「新貸金業規制法」という。) 第三十六条第三号の規定

新貸金業規制法第三十六条第四号の規定は、施行日以後に貸金業者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について適用する

3 以後に当該債権の取立てをする場合について適用する。 新貸金業規制法第三十六条第五号の規定は、貸金業者から貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等(新貸金業規制法第二十四条第三項に規定する債権譲渡等をいう。)を受けた者が、 施行日

新貸金業規制法第三十六条第六号の規定は、保証等に係る求償権等(新貸金業規制法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。 以下この項において同じ。)を取得した保証

5 受託弁済者が、施行日以後に当該受託弁済に係る求償権等の取立てをする場合について適用する。 業者が、施行日以後に当該保証等に係る求償権等の取立てをする場合について適用する。 新貸金業規制法第三十六条第七号の規定は、受託弁済に係る求償権等(新貸金業規制法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。 以下この項において同じ。)を取得した

(平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

附 則 (平成一二年一一月一七日政令第四八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 施行する。 の施行の 日 (平成十二年十一月三十日。 以下「施行日」という。)

カ

附 則 (平成一四年三月二〇日政令第五〇号) 抄

施行期日

一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一五年一〇月二九日政令第四六四号) 抄

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年一 以下「施行日」という。)から施行する。 (手数料に関する経過措置) ただし、第二条第一項の改正規定、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。 月 日

第二条 この政令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行令第二条第一項の規定は、有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である改正法第一条の規定による改正前の貸金業の 録の更新の申請については、なお従前の例による。 貸金業規制法」という。)第三条第二項の登録の更新の申請について適用し、有効期間の満了の日の翌日が施行日前である旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登する法律(次条第一項において「旧貸金業規制法」という。)第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る改正法第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(次条第一項において「新二条 この政令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行令第二条第一項の規定は、有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である改正法第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関

(登録の更新に関する経過措置)

業規制法第四条の規定の例により、有効期間の満了の日の二月前までに申請をしなければならない。ただし、有効期間の満了の日の二月前に当たる日とこの政令の公布の日との間の日数が三十日第三条 有効期間の満了の日の翌日が施行日から平成十六年三月一日までの間である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業規制法第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金 に満たない場合には、有効期間の満了の日の二月前に当たる日から起算して三十日から当該三十日に満たない日数を控除した日数を経過する日までに申請をしなければならない。

2 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 前項ただし書の申請については、有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、 なお効力を有する。

(権限の委任)

第四条 内閣総理大臣は、改正法附則第三条第一項後段の規定による条件の付加の権限、 金融庁長官に委任する。 同条第二項の規定による登録の取消しの権限及び改正法附則第四条第一項の規定による届出の受理の権

金融庁長官は、前項の規定により委任された権限を貸金業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、

福岡

(平成一六年三月二六日政令第七九号)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

則 (平成一六年八月二七日政令第二五九号) 抄

(施行期日)

第 一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年五月一日。 以下「施行日」という。)から施行する。

則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号)

この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日) から施行する。

(平成一九年八月三日政令第二三三号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

(施行期日) (平成一九年一一月七日政令第三二九号) 抄

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 :一**条** この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、

次

事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令(平成十七年政令第百七十一号)本則第八号の改正規定中「貸第一条中貸金業の規制等に関する法律施行令附則第三条の改正規定(同条第二項中「第一条第五号」を「第一条の二第四号」に改める部分を除く。)及び附則第三十一条の規定(携帯音声通信 金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第十一条第二項第二号」を「第十一条第二項第一号(広告に係る部分に限る。)又は第二号」に改める部分を除く。) 公布の日 伞

二 第一条中貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第二号イの改正規定及び附則第二十条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日 成二十年十二月一日)

第二条及び附則第三十三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

第三条及び附則第十三条から第十九条までの規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)

第二条 施行日において現に改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下「旧貸金業規制法」という。)第三条第一項の登録を受けている者についての改正法第二条の規定 でに掲げる事項に係るものについては、新貸金業法第三条第二項の規定による登録の更新を受けるまでの間は、なお従前の例による。 による改正後の貸金業法(以下「新貸金業法」という。)第五条第一項の規定による登録及び新貸金業法第八条第一項の規定による変更の届出のうち、新貸金業法第四条第一項第二号から第四号ま (改正法第二条の規定による貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、 を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。 日以後に新貸金業法第二十四条の五第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を譲り受ける貸金業者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払 法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を取得する貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の四第二項に規定する保証等に係る求償権等を譲り受ける貸金業者又は施行 施行日以後に貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等を取得する貸金業者、施行日以後に新貸金業

相手方が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べなかったときは、新貸金業法第十七条第六項に規定する承諾があったものとみなして、第四条(貸金業者が施行日前に締結した極度方式基本契約又は極度方式保証契約に相当する契約について、当該貸金業者が当該契約の相手方に対し、次に掲げる事項を通知した場合に 適用する 次に掲げる事項を通知した場合において、 同項の規定を

- 新貸金業法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨
- 新貸金業法第十七条第六項の規定により同条第一項又は第四項の規定による書面の交付に代えて同条第六項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨
- 前項第三号の期間は、一月を下ってはならない。 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

業法第十八条第三項に規定する承諾があったものとみなして、同項の規定を適用する。 弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知した場合において、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べなかったときは、 条 貸金業者が施行日前に締結した極度方式基本契約又は極度方式保証契約に相当する契約について、当該貸金業者が当該契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について

- 新貸金業法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨
- 新貸金業法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨
- 前項第三号の期間は、一月を下ってはならない。

前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該債権第六条 改正法附則第四条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の死 に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない

- **第七条** 改正法附則第五条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の二第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方 の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定する保証等に係る求償権等を取得する者が当該保険契約の条件と同等の条件で 該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。
- **第八条** 改正法附則第六条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の三第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方 で当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。 の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定する受託弁済に係る求償権等を取得する者が当該保険契約の条件と同等の条件
- **第九条** 改正法附則第七条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の四第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に新貸金業法第二十四 保証等に係る求償権等を譲り受ける者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約を締 の二第二項に規定する保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定する
- の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に新貸金業法第第十条 改正法附則第八条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の五第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に新貸金業法第二十四条 二十四条の五第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金の支
- **第十一条** 施行日において現に旧貸金業規制法第三条第一項の登録を受けている者についての新貸金業法第二十四条の六の六第一項第二号の規定の適用については、同号中「当該登録を受けた日」 払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。
- **第十二条** 新貸金業法第二十四条の六の九の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧貸金業規制法第四十一条の二の とあるのは「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日」と、「引き続き」とあるのは「同日以後において引き続き」とする。 事業報告書については、なお従前の例による。
- (改正法第四条の規定による貸金業法の一部改正に伴う経過措置)
- **第十三条** 改正法第四条の規定による改正後の貸金業法(以下「第四号新貸金業法」という。)第十二条の八第四項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約の利息について適用す
- **第十四条** 改正法附則第二十条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る 契約に基づく債権について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。
- とあるのは「、第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百 十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる債権を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」
- 律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。 適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは「、第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権を譲り受けた者が当該債権を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定
- **第十五条** 改正法附則第二十一条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の二第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付け 後の貸金業法(以下「第三号新貸金業法」という。)第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。 に係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る改正法第三条の規定による改正
- 条の六の十並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。 二第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは「、第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「第二十四条の六の十」とあるのは 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の
- に係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条第十六条 改正法附則第二十二条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の三第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付け の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。
- 十四条の六の十並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。 条の三第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは「、第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「第二十四条の六の十」とあるのは 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約に基づく債務の弁済を委託しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四
- **第十七条** 改正法附則第二十三条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の四第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付け に係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条 一第二項に規定する保証等に係る求償権等については、なお従前の例による
- 「から第二十二条まで」とあるのは「、第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法(保証業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる保証等に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の四第一項の規定の適用については、同項中 (平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする.

- 3 「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。 項において準用する同条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは「、第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるの 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる保証等に係る求償権等を譲り受けた者が当該保証等に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の四第二
- **第十八条** 改正法附則第二十四条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の五第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付け の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。 に係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四
- 項中「から第二十二条まで」とあるのは「、第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正す」受託弁済者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる受託弁済に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の五第一項の規定の適用については、同 る法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。
- は「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。 第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは「、第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるの 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が当該受託弁済に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の
- **第十九条** 第四号新貸金業法第二十四条の六の規定は、第四号施行日以後に貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この条において同じ。)が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合、貸金業 等に係る求償権等を譲渡した場合、同条に規定する保証等に係る求償権等の譲渡があった場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲渡した場合又は同条に規定する受託弁済権等を取得した場合、貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取得した場合、保証業者が同条に規定する保証 なお従前の例による。 る保証等に係る求償権等の譲渡があった場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲渡した場合又は同条に規定する受託弁済に係る求償権等の譲渡があった場合については、 契約に基づく債務の弁済を委託した場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取得した場合、保証業者が同条に規定する保証等に係る求償権等を譲渡した場合、 があった場合、貸金業を営む者が保証業者と保証契約を締結した場合、保証業者が第三号新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を取得した場合、貸金業を営む者が貸付け に係る求償権等の譲渡があった場合について適用し、第四号施行日前に貸金業を営む者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合、貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡 を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合、貸金業を営む者が保証業者と保証契約を締結した場合、保証業者が第四号新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償
- を取得した場合については、なお従前の例による。 求償権等を取得した場合又は第四号施行日前に貸金業を営む者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託された者が第四号施行日以後に当該債務に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等 前項の規定にかかわらず、第四号施行日前に貸金業を営む者と保証契約を締結した保証業者が第四号施行日以後に当該保証契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る
- に係る契約に係る同条に規定する保証等に係る求償権等の譲渡があった場合又は第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等の譲渡があった場合 に係る求償権等を取得した場合、受託弁済者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取得した場合、第四号施行日前に締結された貸付け された貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合、保証業者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等 係る求償権等の譲渡があった場合又は第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等の譲渡があった場合について適用し、第四号施行日前に締結 第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取得した場合、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する保証等に く債権の譲渡があった場合、保証業者が第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を取得した場合、受託弁済者が 前二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の六において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づ
- 法第二十条第一項から第三項まで」とする。 十四条の四第一項及び第二十四条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項」とあるのは、「第二十条の二、 求償権等を譲り受けた者が当該受託弁済に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する第四号新貸金業法第二十四条第一項、 規定する保証等に係る求償権等を譲り受けた者が当該保証等に係る求償権等を譲渡しようとする場合若しくは第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る ようとする場合又は第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が当該債権を譲渡しようとする場合、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る同条に 十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を譲渡しようとする場合若しくは受託弁済者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲渡し 貸金業を営む者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡しようとする場合、保証業者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二 一条及びこの項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する同
- えて準用する同法第二十条第一項から第三項まで」とする。 十一条及び第二十四条の四第一項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十四条の六において読み替 四号新貸金業法第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の四第一項」とあるのは、「第二十条の二、 貸金業を営む者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約について保証業者と保証契約を締結しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する第
- 法第二十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の五第一項」とあるのは、「第二十条の二、第二十一条及び第 貸金業を営む者が第四号施行日前に締結された貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する第四号新貸金業

同法第二十条第一項から第三項まで」とする 二十四条の五第一項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する

一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- **第二十条** 第一条の規定による改正後の貸金業法施行令第一条の二第二号イに規定する公益社団法人及び公益財団法人(以下「公益法人」という。)には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法 団法人又は特例財団法人(以下「特例民法法人」という。)を含むものとする。 律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)第四十二条第一項に規定する特例社
- での間に貸付けを業として行っていたものに限る。)を、当分の間、含むものとする。 社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から整備法第百二十一条第一項において準用する整備法第百六条第一項に規定する登記(次項において「移行登記」という。)をした日の !団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から整備法第百二十一条第一項において準用する整備法第百六条第一項に規定する登記(次項において「移行登記」という。)をした日の前日ま前項の公益法人には、特例民法法人が整備法第四十五条の規定により移行した一般社団法人又は一般財団法人(次項において「移行一般社団法人等」という。)であって、次に掲げるもの(一般
- 次に掲げる団体であって、その直接の構成員のみに対する貸付けを業とするもの
- 組合(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下イにおいて同じ。)の組合員(組合員であった者を含 む。以下イにおいて同じ。)が構成する団体(地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあっては、一の都道府県内の地方公共団体の職員(職員であった者を含む。)である組合員が構成 するものに限る。) 一の国家公務員共済組合(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。)又は一の地方公務員共
- 人を相手方として貸付けに係る事業を行うことを専ら目的とする会社その他の事業者である場合を除く。)の役員又は使用人が構成する団体 一の会社等(会社その他の事業者をいい、当該会社その他の事業者の役員又は使用人(役員又は使用人であった者を含む。以下ロ及びハにおいて同じ。)が構成する団体がその役員又は使用
- 及び当該会社の連結子会社等の役員又は使用人が構成する団体(ロに掲げる団体を除く。) 等であった会社を含む。以下ハにおいて同じ。)の役員又は使用人が構成する団体がその役員又は使用人を相手方として貸付けに係る事業を行うことを専ら目的とする会社である場合を除く。) 一の会社(当該会社及びその連結子会社等(内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社
- 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体
- その業として行う貸付けが利息(貸金業法第十二条の八第二項に規定するみなし利息を含む。)を付さないものであること。その業として行う貸付けが、学生、生徒、児童又は幼児に対する学資としての資金の貸付けであること。
- 当該移行一般社団法人等は、当該貸付けに関しては、公益法人とみなす。 移行一般社団法人等(前項の規定により公益法人に含まれるものとされる移行一般社団法人等を除く。)がその移行登記をした日前に締結した貸付けに係る契約に基づく貸付けを行う場合には、

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(平成二一年八月一四日政令第二一七号) 抄

- この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日 (平成二十一年九月一日) から施行する。
- この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による

(平成二一年一二月二四日政令第二九四号)

2

(罰則に関する経過措置)

この政令は、保険法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

則 (平成二一年一二月二八日政令第三〇三号)

(施行期日)

一条この政令は、 改正法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

から四まで

令第四条の四第十三号に係る部分を除く。)、第十六条の規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定(同令第十五条第九号に係る部る。)、第十三条中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定(同令第七条の二の次に一条を加える改正規定(同令第七条の二の二第九号に係る部分に限る。)、第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定(同令第六条の五の二第九号に係る部分に限る。)、第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定(同令第六条の五の二第九号に係る部分に限十第九号に係る部分に限る。)、第七条中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定(同令第十三条の四第九号に係る部分に限る。)、第九条中銀行法施行令第十六条の八の次に 二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定(同令第十八条の五第十号に係る部分に限る。)並びに第二十八条中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等のを加える改正規定(同令第四十四条の九第十号に係る部分に限る。)、第二十三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定(同令第五十条第十号に係る部分に限る。)、第分に限る。)、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定(同令第二十四条の九第九号に係る部分に限る。)、第二十一条中保険業法施行令第三章の次に一章 改正規定(同令第二十八条の四第九号に係る部分に限る。)及び同令第三十三条第一項第一号の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定(同令第五条の 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定(同令第十九条の九第九号に係る部分に限る。)、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定(同令第七条第十号に係る部分に限る。) 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 規

の施行の日のいずれか遅い 第十五条中貸金業法施行令第四条の次に三条を加える改正規定 (同令第四条の四第十三号に係る部分に限る。) 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又は同条第五号に掲げる規定

(金融商品取引法等の一部改正に伴う経過措置)

見(異議がある場合には、その理由を含む。)の聴取又はその結果を記載した書類の作成を行った場合には、当該説明、聴取又は作成をそれぞれ当該規定により行った説明、聴取又は作成とみなしとする者にあっては、改正法附則第一条第四号に掲げる規定)の施行前に同表の中欄に掲げる規定の例により、当該規定に規定する業務規程の内容の説明、これについて異議がないかどうかの意第四条 次の表の上欄に掲げる規定の申請をしようとする者が、改正法(改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九第一項の申請をしよう て、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定を適用する。

に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の 改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正す改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法 |改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法第九十五条の六第 改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法第四十一条の三十九第 |改正法第九条の規定による改正後の労働金庫法第八十九条の五第 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によ 第八十五条の二第一項 |改正法第十四条の規定による改正後の信託業法 |改正法第十二条の規定による改正後の保険業法 改正法第十条の規定による改正後の銀行法 改正法第八条の規定による改正後の長期信用銀行法 |改正法第七条の規定による改正後の信用金庫法 |改正法第六条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第六十九条の二第 |改正法第五条の規定による改正後の水産業協同組合法第百二十一条の六第 改正法第四条の規定による改正後の農業協同組合法第九十二条の六第 |改正法第三条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 |五条の二第一項 改正法第二条の規定による改正後の無尽業法 十三条の二第一項 |廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号) |七号) 第十六条の八第一項 |新金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項 八条の二第 十二条の六十二第一項 |和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項 第八十五条の四第 一項 (昭和五十六年法律第五十九号)第五改正法第十条の規定による改正後の銀行法第五十二条の六十二第改正法第十条の規定による改正後の銀 (昭和六年法律第四十二号) (平成十六年法律第百五十四号) (平成七年法律第百五号) (昭和二十六年法律第二百三十八改正法第七条の規定による改正後の信用金庫法第八十五条の四第改正法第七条の規定による改正後の信用金庫法 (昭和二十七年法律第百八十改正法第八条の規定による改正後の長期信用銀行法第十六条の八第改正法第八条の規定による改正後の長期信用銀 項 一項 項 項 第 第三十|改正法第二条の規定による改正後の無尽業法第三十五条の二第三項|改正法第二条の規定による改正後の無尽業法 一項 第四|定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二|りなおその効力を有するものとされる同法第一条 一項|改正法第六条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第六十九|改正法第六条の規定による改正後の中小企業等協 (昭改正法第三条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に改正法第三条の規定による改正後の金融機関の信 |百改正法第十二条の規定による改正後の保険業法第三百八条の二第改正法第十二条の規定による改正後の保険業法 |改正法第十四条の規定による改正後の信託業法第八十五条の二第改正法第十四条の規定による改正後の信託業法 第二項 改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法第九十五条の改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金 第二項 |改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法第四十一条の三十九||改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法 改正法第九条の規定による改正後の労働金庫法第八十九条の五第改正法第九条の規定による改正後の労働金庫法 改正法第五条の規定による改正後の水産業協同組合法第百二十 |改正法第四条の規定による改正後の農業協同組合法第九十二条の六||改正法第四条の規定による改正後の農業協同組合 関する法律第十二条の二第二項 条の二第二項 新金融商品取引法第百五十六条の三十九第二項 八第三項 一条改正法第五条の規定による改正後の水産業協同組 |の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関す 同組合法 託業務の兼営等に関する法律 新金融商品取引法 行法

(罰則の適用に関する経過措置)

第 五 この政令(附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、 則 (平成二二年九月一〇日政令第一九六号) 抄 当 「該規定) の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

第 一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十三年一月一日)から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。 (平成二四年三月二八日政令第七一号)

(施行期日)

附 則 (平成二六年三月五日政令第五一号)

1 (経過措置) この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。 預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第二条の規定は、 5り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第二条の規定は、この政令の施行の日以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、同日前の現金自動支払機その他の機第一条の規定による改正後の利息制限法施行令第二条及び第四条の規定、第二条の規定による改正後の貸金業法施行令第三条の二の三の規定並びに第三条の規定による改正後の出資の受入れ、

則 (平成二六年三月二四日政令第七〇号)

(施行期日)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 則 (平成二六年九月三日政令第二九五号)

2

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、平成二十六年九月八日から施行する。 則 (平成二七年七月一七日政令第二七四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年三月二四日政令第四八号)

(施行期日)

(罰則に関する経過措置) この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(施行期日) 附 則 (平成三〇年五月三〇日政令第一七三号) 抄

| 条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) の施行の日 (平成三十年六月一日) から施行する。

(施行期日) 則 (令和元年九月一一日政令第九三号)

第

経過措置) この政令は、令和元年十月一日から施行する。

2

械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第二条の規定は、 第一条の規定による改正後の利息制限法施行令第二条及び第四条の規定、第二条の規定による改正後の貸金業法施行令第三条の二の三の規定並びに第三条の規定による改正後の出資の受入れ、 この政令の施行の日以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、同日前の現金自動支払機その他の機

則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等 の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。 (施行期日)

則 (令和二年七月八日政令第二一七号) 抄

第一条 この政令は、改正法施行日 (令和二年十二月一日) から施行する。

(罰則に関する経過措置)

(施行期日)

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年十一月一日)か

(施行期日) 附 則 (令和五年五月二六日政令第一八六号) 抄ら施行する。

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行す

(施行期日) 附則(令和六年一月三一日政令第二二号) 抄

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。